

関東アコーディオン演奏交流会（コンクール） 審査要項

関東アコーディオン審査事務局

関東アコーディオン演奏交流会（コンクール）実行委員会

2008年1月27日改訂

2008年4月26日改訂

2008年6月4日改訂

2008年7月18日改訂

2014年9月14日改訂

2017年4月27日改訂

2017年9月17日改訂

2018年7月改訂

2021年8月改訂

2022年8月改訂

関東アコーディオン演奏交流会(コンクール)審査要項

関東アコーディオン演奏交流会(コンクール)実行委員会
関東アコーディオン 審査事務局

1、(名称)

当コンクールは、関東アコーディオン演奏交流会(コンクール)と称する。

2、(目的)

当演奏交流会(コンクール)「以下当会」は、勤労者および学生など、関東各地に学び、活動するアマチュアアコーディオニストとその団体(教室・サークルなど)の、①演奏交流 ②音楽的・技術的向上 ③内外のアコーディオンコンテスト、セレモニー、音楽会などへの推薦、代表派遣または出場奨励などを目的とする。

3、(開催)

当会は、この地域で活動する任意の団体と個人、で構成する関東アコーディオン演奏交流会実行委員会(以下実行委員会)と、同じく関東地区の各団体を指導する講師の集まりである関東アコーディオン審査事務局(以下審査事務局)が共に作りあげてきたものである。開催にあたっては、審査事務局と実行委員会が協議し、共同して進める。

4、(審査委員会の構成と選定)

審査委員会は、アコーディオン講師・演奏家によって構成され、必要に応じてゲスト審査員として、他分野の音楽家・評論家などをよぶ事ができる。審査員の選定にあたっては、実行委員会より審査事務局に委託され、双方の合意により決定される。また、審査委員会は当面、各年度の審査当日に開かれ、コンクール終了とともに解散するものとする。事前、事後の事案事項は審査事務局によって代行される。

5、(審査委員会の役割)

審査委員会は、コンクールにおいて審査を一任され、入選者と入賞者を選抜する。他に特別賞(奨励賞・努力賞など)を与えることができる。また、出場者に対しては講評を行う。審査と運営にあたっては、公正かつ民主的であることを旨とする。

6、(各部門と演奏時間) *該当年度により、部門などに若干の変更を行うことがある。

独奏部門

- ① 一般上級の部(年齢制限なし/ただしマニアンテメソード1巻終了以上、又はパーマー&ピューズ7巻以上のレベルを有すると判断される方)
<8分以内> ただし、事前届出により9分までを認める。
- ② 一般中級の部(年齢制限なし/ただしマニアンテメソード1巻終了程度又はパーマー&ピューズ6巻以下レベルを有すると判断される方)
<5分以内> ただし、事前届出により6分までを認める。
- ③ ジュニアの部(小学生・中学生)<5分以内>
- ④ シニアの部(60歳以上)<5分以内> ただしBのみ事前届出により6分までを認める。
A (他の鍵盤楽器の経験なし、アコーディオン歴5年以内)
B (A以外)
- ⑤ 初心者の部(ジュニアを除く経験3年以内を目安とする。)<5分以内>
A (他の鍵盤楽器の経験なし)

B (A以外)

注 1、コンクール出場者は、審査用譜面を事前に必要部数（審査員数）製本の上、実行委員会事務局へ提出しなければならない。その他応募にあたっての細目は該当年度の実行委員会が掌握し実務を行う。

注 2、独奏各部門の選択は出場者の判断によって自由であるが、資格及びおよそのレベルを目安として上記（ ）内にしめした。特にシニアの部と初級者の部では、A、Bの区別に注意されたい。

重奏部門

<5分以内> ただし、事前届出により6分までを認める。

アコーディオンのみ。指揮なし。1人1パート。パート数に制限なし。ただしパートに独立性をもつ作・編曲

バンド・アンサンブル部門

<5分以内> ただし、事前届出により6分までを認める。

アコーディオンと他楽器（または声楽・合唱など）の組み合わせ。一人1パート
アコースティック楽器のみ。その他は重奏部門に準ずる。

合奏部門

<6分以内> ただし、事前届出により7分までを認める。

他楽器との組み合わせ可。指揮の有無は問わない。人数制限なし

7、（出場順）

事前に抽選などの方法をとる。そのために実行委員会事務局で必要な対策をとる。

8、（審査方法と審査基準）

各審査員は、出場者1人（または団体）につき満点を10点とする。（小数点第一位まで必ず記入する）採点をおこない、採点用紙に記入する。各部門終了後ただちに集計がおこなわれ、平均点と順位をもとに審査委員会における資料とされる。審査基準はいまのところ成文化されていない。

各部門の入選ラインは以下の通り。

<独奏>①一般上級8.5点 ②一般中級8点 ③ジュニア7.5点 ④シニア7.5点 ⑤初心者7点

<重奏><小アンサンブル><合奏>すべて8点

各審査員は、各部門に定められた入選ラインをもとに審査にあたる。

9、（採点と評価）

評価は、あらかじめ配布された各出場者の提出楽譜に、講評やアドバイスなどを書き込むことで評価を与える。審査終了後、楽譜は出場者に返却される。

審査終了後、各出場者の得点集計をもって、ただちに審査委員会を行い、入賞者・入選者および特別賞の選考を行う。時間制限を超えた演奏者については失格の対象とする。

独奏部門の初級、ジュニア、シニアの部は、審査員が直接指導している出場者が審査対象となった場合は、該当する出場者への採点は得点集計の際、計算外とする。

（※審査員が3名以下の場合は、例外として全審査員の得点を採用する）

一般中級、一般上級の部は指導者も点数をつけることができ、その場合は最高点と最低点をカットし計算する。

重奏、小アンサンブル部門は、指導者も点数をつけることができ、その場合は最高点と最低点をカットし計算する。

合奏部門においては、出場者の指揮をする審査員は、この部門の審査を見合わせる。

10、（入賞者と入選者）

入選者は、出場者（または団体）の獲得した平均得点（各審査委員による得点合計を審査委員数で割ったもの）が、各部門の入選ラインに達したものとする。

入賞者とは、入選者のうち1位から3位までのものをいう。（同位複数もあり得る）

特別賞は、奨励賞・努力賞からなる。

奨励賞は、演奏内容が個性的で創意性に富み、またはパフォーマンスやポピュラリティーなど豊かな表現によって多くの人々に強くアピールした演奏であると認められる演奏に対して顕彰される。

努力賞は、著しい努力のあとが認められる演奏に対して顕彰される。また、必要に応じて新たに特別賞を設定することができる。

11、（審査発表と講評）

すべての審査終了後、審査委員会は審査結果の発表を行う。

審査発表は、入賞者・入選者・特別賞等の発表と講評からなる。

入賞者・入選者および特別賞には賞状が授与される。

入賞者、入選者の点数は申請があった場合に、その申請者及び団体のみ、各自の点数のみが公開できる。

各出場者（グループ）に対しての口頭による講評は、時間の許す範囲でのみ行うが、原則として、提出譜面へのアドバイスの書き込みをもってそれに代える。

（従来の講評カードを廃止し、すべての記述を一本化し、譜面に記載する）

審査発表終了後、提出された楽譜は実行委員会事務局が一括して出場者に返却する

12、（特記事項）

1、新人発掘と育成のため、多回数にわたる入賞者の選抜は行わないのが一般的であるが、活性化とレベルアップのため、当面は特別な制限をもたない。しかし、前年度一般（上級）の部第一位入賞者のみ、次年度、当コンクールにおいて模範演奏を行う。この場合、該当年度のみ出場を見合わせる。

2、参加資格その他、審査に係る特別の問題を生じた場合は、その都度、審査委員会全員の検討をもって事の処理にあたる。また、事前、事後に生じた問題は審査事務局に委ねる。また、初心者部における第一位入賞者や、音楽の専門教育を受けたもの（例：音楽大学卒業など）または他楽器の長い学習経験をもつもの（例：ピアノ歴 15 年など）は、自覚的に次回から一般部門へ出場されることが望ましい。

3、運営をスムーズに行うために、出場者はお互いに時間を守り合う必要がある。正当な理由なく出場時間に遅刻した場合は、勧告をおこない、出場停止または審査対象外とする場合がある。また、欠場の場合も、事務局を通して審査委員会へ事前の届け出が必要である。当日、このような問題が発生した場合は、審査委員会が必要に応じて対処する。

4、審査結果は審査事務局の公式文書を以って公表される。併せて関係団体や報道機関への情報提供を行う。

13、（関東アコーディオン演奏交流会・コンクールについて）

当会は、80年代当初より開始された器楽フェスティバルオー디션（日本のうたごえ祭典）の成果を発展的に受け継ぎ、恒常的な演奏交流会・コンクールとして独立させたものである。以

来、関東アコーディオン演奏交流会（コンクール）は、各サークルや個人の自主的なボランティアによって実行委員会が結成され運営されている。アコーディオン愛好者やサークル、クラブ、教室と提携しつつ、幅広い演奏スタイルと独特の表現の可能性をもつアコーディオンの音楽を創造的に発展させる器楽運動として、関東地域の諸団体に広くよびかけ、交流や活動を広げる中で、さらに参加者や見学者の枠をひろげ、とくにジュニア部門の拡大をはかるなど、この地方、唯一の定期的な演奏交流会・コンクールとして発展して行く事をめざしている。

（追記）各年度実行委員会の引き継ぎは丁寧に行われているが、実施要項の成文としては作成されていないため、この審査要項をかりてその都度整理されて、実施要項を兼ねた部分があり、その点ご諒承を願いたい。